

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

資料番号	5	担当課	農産園芸課		
法令名	農産物検査法	根拠条項	17条	許認可等の内容	登録検査機関の登録
第17条					
登録検査機関の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、次に掲げる検査の区分により、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。					
一 農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査					
二 農産物の成分についての検査					
2 農林水産大臣は、前項の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合していると認められるときは、農林水産省令で定めるところにより、その登録をしなければならない。					
一 農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者として農林水産省令で定めるものが農産物検査を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。					
二 農林水産省令で定める機械器具その他の設備を用いて農産物検査を行うものであること。					
三 農産物検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人であること。					
四 農産物検査の業務の公正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること。					
3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録検査機関の登録を受けることができない。					
一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律又は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることなくなった日から1年を経過しないもの					
二 第24条第1項から第3項までの規定により登録を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない法人					
三 第24条第1項から第3項までの規定による登録の取消しの日前30日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から1年を経過しないものが業務を行う役員となっている法人					
4					
～ 【略】					
9					